

論点メモ3 公営企業型地方独立行政法人への設立団体助成のあり方

平成 20 年 5 月 26 日

1 現状

(1) 国の独法に対する国の助成の区分

○ 国の独立行政法人及び一般の地方独立行政法人に対する一般会計からの助成は、原則、次に区分される。

- ① 運営費に対する「運営費交付金」
- ② 施設費等に対する「施設費」
- ③ その他の「補助金等」

○ 独立行政法人制度に関する大綱（平成 11 年 1 月 26 日中央省庁等改革推進本部決定）は、運営費交付金又は施設費等について、次のとおり述べている。

③ 運営費交付金

イ 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

ロ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定しない。

ハ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

④ 独立行政法人に対する施設費等

イ 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する（投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。）

ロ 上記の経費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ハ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

- 独立行政法人会計基準第16「固定負債」は、上記運営費交付金又は施設費等のほか、補助金等の存在を前提に、次のような定義をおいており、運営費交付金及び施設費等以外にも、設立団体である国からの補助金があることを予定している。

「国若しくは地方公共団体からの補助金等」 補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（運営費交付金及び施設費を除く。）をいう。

- 運営費交付金、施設費等、補助金等は、いずれも、独立行政法人通則法第46条を根拠としていると思われるが、上記の閣議決定によって、運営費交付金、施設費等、補助金等の区分は、明確になっていると思われる。

(2) 公営企業型地方独立行政法人に対する設立団体の助成の区分

- 公営企業型地方独立行政法人に対する設立団体の助成の根拠条文は、地方独立行政法人法第42条及び第85条である。

（財源措置）

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（財源措置の特例）

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

- このうち、地方独立行政法人法第85条に基づくものとしては、次のものが想定される。

① 施設費等に対する資本助成のための運営費負担金

② 施設費等に対する料金助成のための運営費負担金（減価償却費負担金）

③ 運営費に対する料金助成のための運営費負担金

○ また、第 42 条に基づく助成としては、次のものが想定される。

- ① 施設費等に対する資本助成のための運営費交付金
- ② 施設費等に対する料金助成のための運営費交付金（減価償却費負担金）
- ③ 運営費に対する料金助成のための運営費交付金

※ 地方独立行政法人会計基準第 16 では、「運営費負担金」を、「法第85条第1項に基づき、設立団体が負担するものをいう。」と、「運営費交付金」を、「法第 42 条に基づき、設立団体が交付するものをいう。」としている。

○ また、公営企業型地方独立行政法人会計基準第 77 において、「資本助成のための運営費負担金・補助金等」、「料金助成のための運営費負担金・補助金等」とは、次のとおり定義されている。

資本助成のための運営費負担金・補助金等 「公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの」

料金助成のための運営費負担金・補助金等 「公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成しないもの」

○ このほか、特定施設費、補助金等、工事負担金等が、設立団体から支出される可能性がある。

○ 特定施設費については、公営企業型地方独立行政法人会計基準注解において、次のとおりとされている。

<注12> 特定施設費について

中期計画等の想定範囲内で、設立団体等から委託を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービス(公営企業型地方独立行政法人の業務に附帯する業務に限る。)の提供を行うための経費に充てるために交付されるもののうち、固定資産の取得に充てられるものをいう。

○ 補助金等については、公営企業型地方独立行政法人会計基準注解において、次のとおりとされている。

<注13> 補助金等について

国又は地方公共団体等から、補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をも

って交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの(運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除く。)をいう。

- 工事負担金等については、公営企業型地方独立行政法人会計基準注解において、次のとおりとされている。

〈注14〉 工事負担金等について

国、地方公共団体、他の公営企業型地方独立行政法人又は受益者等から、工事負担金、委託費等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められるもの(運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除く。)をいう

(3) 公営企業型地方独立行政法人の設立団体からの交付金の経理

- 各法人においては、一般会計からの助成は、料金助成か資本助成かは区分されているものの、運営費負担金(又は運営費交付金)として一括して計上している。

2 問題の所在

(1) 実際の経理との乖離

- 前述のとおり、各法人とも、設立団体からの助成を一括して、「運営費負担金」又は「運営費交付金」として計上してしまっている。その原因としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 各設立団体の助成の考え方を、それぞれにあてはめることが困難である。
 - ② それぞれの区分の考え方において、どれに区分すべきかはっきりしない面もある。
 - ③ 的確に区分することに、メリットがない。

(2) 区分上の論点

① 運営費負担金とその他の区分

- 第85条に該当する運営費負担金とそれ以外については、第85条に相当する

地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項及びこれに基づく政令の規定、これを踏まえた「繰出し基準」に基づいて区分することとされているが、実際の設立団体の予算編成が、これと整合的に行われていない可能性があるのではないか。

【地方公営企業法施行令】

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号 に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第一項第二号 に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

二 病院事業 山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

附 則

(一般会計等において負担する経費に関する経過措置)

14 法第十七条の二第一項第二号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第八条の五第二項第二号に定める経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費(当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

② 運営費負担金のうち第 85 条と特定施設費の区分

- 特定施設費については、「当該設立団体等に替わって一般行政サービスの提供を行うための経費」とされており、また、Q&A では、次のような事例が紹介されているが、このようなケースが、「一般行政」なのか、あるいは施設設置に対する「周辺地域対策」であるのかが、判然としないケースがあるのではないか。

Q&A 特定施設費としては、例えば、水道事業を行う公営企業型地方独立行政法人が、設立団体の要請により、当該法人の敷地内の空きスペース(浄水場の上部等)を利用して一般行政サービスの提供を行うためのスポーツ広場を整備する場合に交付されるもの等が考えられる。

- 例えば、消火栓の設置や病院における保健衛生行政の経費は、第 85 条の規定に基づき、「その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」であるが、このような一般行政に要する施設費は、運営費負担金と経理すべきか、特定施設費と経理すべきか、判然としないケースがあるのではないか。

③ 運営費交付金の定義と補助金等の区分

- 国の独立行政法人の場合の運営費交付金と補助金等の区分は、前述の閣議決定及び国の予算上の取り扱いによって、明確にされているが、地方独立行政法人に対する運営費交付金と補助金等の性格については、詳細を定めていないため、適用が難しくなっているのではないか。

- ① 第 85 条第 2 項の規定、その例外として、第 42 条があること、独立行政法人会計基準上、運営費交付金を、「法第 42 条に基づき、設立団体が交付するものをいう。」と定義していることを考えれば、設立団体が「補助金等」を支出することは、原則ないようにも考えられる。

Q&A では、「補助金等としては、例えば、建設費に対する財源として国から交付される水道水源開発等施設整備費補助金、医療施設等施設整備費補助金等が、管理運営費に対する財源として国から交付される医療施設運営費補助金等が考えられる。また、設立団体以外の他の地方公共団体が任意に交付する補助金等も該当する。

- ② その場合、運営費交付金は、国の独立行政法人と異なる定義のもので、渡し切りのものでない、清算型の補助金も含まれることになるが、一般型の地方独立行政法人では、運営費交付金は、渡し切りであることを想定していると思われる。
- ③ また、補助金等に設立団体からの補助金を含まないこととすると、国と設立団体の一般財源で 1/2 ずつを負担する補助金等の経理は、運営費交付金と補助金等に区分するのか、補助金等と経理するのか等の問題がある。
- ④ 設立団体が補助金等も交付しうるとの考え方に立つ場合、運営費交付金に計上するものと補助金等に計上するものの区分を明確にすることが必要になるのではないか。

④ 元利償還金に対する設立団体負担の資本助成と料金助成の区分

○ 公営企業型地方独立行政法人会計基準第 77 では、次のとおり述べているが、今までの公営企業での病院事業の経理が、元利償還金に対する一般会計負担を出資金又は資本剰余金に計上することが例になっていた関係から、必ずしも、取得原資拠出者の意図が判然としないまま、減価償却費に対する補助金と認識せず、資本助成とすることが多いのではないか。

※ 公営企業の病院事業は、資金ベースでは収支が合うように一般会計から負担金を受けつつ、負担金を資本助成として認識していたため、巨額の繰越欠損金と、それに相当する出資金又は資本剰余金をもつという状況がまみられる。

※ このようなこととならないよう減価償却費助成と認識させるようにしていくことが考えられるがどうか。

○ 公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの(以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。)、又は財産的基礎を構成しないもの(以下「料金助成のための運営費負担金・補助金等」という。)の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画等において事前に明らかにしておくこととする。

○ この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り特定施設費、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、料金助成のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の資産見返負債として計上する。

○ 公営企業型地方独立行政法人においては、会計基準にいうところの「償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てること」よりも、借入金で償却資産を取得しその元利償還に運営費負担金・補助金等が交付されることが多い現状があるのではないか。

以上